

# 農業委員会制度の概要

## 1. 農業委員会の概要

### 【特質】

農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定に基づき設置（必置）

農業者の代表機能を有した市町村の行政委員会

農業者の選挙（公職選挙法の準用）によって選ばれた農業委員等から構成される合議組織

### 【業務】

農地法に基づく農地の権利移動の許可をはじめとする法令業務

#### 【行政機関】

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保とその担い手への利用集積を図るための各般の取組

#### 【農政の推進・実施機関】

### 【独立の行政委員会とする必要性】

農地法に基づく許可等の業務は、農業者の財産権に大きな影響を及ぼすものであり、特定の者の利益損失に偏ることなく、公平、客観的な判断を行うこと

地域の農地の状況等に最も精通した者による合議体としての的確な判断を行うこと

共同体意識が依然として強い農村地域において大規模経営の育成と小規模農業者の離農、規模縮小という農業者間で相反する利害を反発を招くことなく円滑に調整し、地域内の農地に係わる関係者が一体となって土地利用調整に取り組むことが必要であること

当事者間のみの調整を回避すること、市町村等の行政自らが直接、地域に入り権利調整を推進する方式に比べて効果的であること

## 農業委員会の概要

組 織	・ 農業委員会数	3,223 委員会
	・ 農業委員数	59,254 人
	・ 職 員 数	10,760 人

委 員	（選挙委員）	（選任委員）
	・ 農業者	・ 総合農協理事又は経営管理委員 ・ 農業共済組合理事 ・ 学識経験者

### 主な業務

#### （許可関連業務）

- ・ 一筆ごとの農地の権利移動の許可
- ・ 農地の権利移動を内容とする農用地利用集積計画の策定に当たっての決定
- ・ 市町村の農業振興地域整備計画の策定に当たっての意見
- ・ 農地転用に係る都道府県知事許可に際しての現地確認及び意見書の添付
- ・ 農業生産法人からの定期報告、要件を欠くおそれのある法人に対する勧告

#### （農地の利用調整業務）

- ・ 農地等の利用関係、交換分合のあっせん等担い手への農地の流動化促進のための措置
- ・ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介

#### （その他）

- ・ 意見の公表、行政庁への建議、諮問に応ずる答申
- ・ 啓蒙、宣伝、調査及び研究

## 2. 農業委員会等に関する法律の主な改正経緯

年	主  な  改  正  事  項
昭和 26 年	<p>農業委員会法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地委員会(昭和13年農地調整法)、農業調整委員会(昭和23年食糧確保臨時措置法)、農業改良委員会を統合し、市町村と都道府県のそれぞれに農業委員会を設置</li> </ul>
昭和 29 年	<p>(農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙委員定数の下限の引き下げ(15人 10人)</li> <li>・選任委員の必置化、被選任資格者に農業協同組合及び農業共済組合の理事を追加</li> </ul> <p>(都道府県農業会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県農業委員会を廃止し、都道府県農業会議(認可法人)を設立</li> </ul> <p>(全国農業会議所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国農業会議所(認可法人)を設立</li> </ul>
昭和 32 年	<p>(農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務の拡大 農業・農村の振興計画の樹立等、農業技術、農業経営、農民の生活に関すること、調査・研究、啓もう・宣伝</li> <li>・選挙委員の定数の上限の引き上げ(15人 40人)、選挙区制の導入</li> <li>・選任委員を5人以内とし、農業協同組合及び農業共済組合の理事を組合ごとに1人ずつを委員に必置化</li> <li>・部会制の導入(選挙委員が21人以上の農業委員会に限る)</li> </ul> <p>(都道府県農業会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議員構成の見直し(農業委員会会長の会議員を郡単位の代表から市町村単位の代表へ)</li> <li>・部会制の導入</li> </ul>
昭和 55 年	<p>【農用地利用増進法の制定、農地法の一部改正とともに農地3法として改正】</p> <p>(農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙委員の定数の上限の引き下げ(40人 原則30人)</li> <li>・政令指定都市の設置基準の緩和(区ごと 市単位の設置も可能に)</li> </ul> <p>(都道府県農業会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議員構成の見直し(原則農業委員会の会長を全員)</li> <li>・常任会議員会議の設置(部会制の廃止)</li> </ul>
昭和 60 年	<p>【国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会に対する国の助成方式を補助金から、交付金に改正</li> </ul> <p>【地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時行政改革推進審議会の答申を受け、農地主事を任免する場合の都道府県知事の承認を廃止</li> </ul>
平成 10 年	<p>【地方分権推進委員会第二次勧告(平成9年7月)を受けた農業委員会等に関する法律施行令の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の実情に応じた自主的かつ弾力的な農業委員会の運営に資する観点から、農業委員会交付金について客観的指標に基づく交付基準の引き上げ、農業委員会を置かないことのできる市町村基準の引き上げ(30ha 90ha(北海道120ha 360ha))、選挙委員の定数区分の大きくり化</li> </ul>
平成 11 年	<p>【地方分権推進計画(平成10年5月)に沿った農業委員会等に関する法律の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権を推進する観点から、農地主事の必置規制の廃止、都道府県の機関委任事務の自治事務化、都道府県の機関委任事務の廃止等</li> </ul>